

第3回 介護情報利活用ワーキンググループ

資料1

令和5年1月25日

共有すべき介護情報にかかるといふについて

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

これまでの議論と今回ご議論いただきたい内容

第2回ワーキンググループにおける論点

論点

- 本WGでは、利用者本人の閲覧、事業者間及び市区町村が共有することが特に有用であり、かつ可能であると考えられる情報について、優先的に共有すべき情報について検討してはどうか。
- 医療においては、既に定型化され、関係者間で共有されている3文書6情報が、まずは共有すべき情報とされたことも参考にすると、介護情報において、事業者間等で共有すべき情報、利用者自身が閲覧可能な情報としては、どのようなものが考えられるか。
- 介護情報の性質が様々であることを踏まえ、2025年を目処に実現する可能性を考慮すると、全国医療情報プラットフォームを用いて、閲覧・共有する情報の選定にあたっては、まずは、記録方法や様式が一定程度、標準化された情報や文書を念頭に検討してはどうか。



目指すべき姿（案）と方向性

- 利用者自身が介護情報を閲覧することにより、利用者自身が自分の状態を知り、自立支援・重度化防止の取組に繋がる
- 介護事業者等が介護情報を共有することにより、適切に利用者の状態や経過を把握して、ケアを提供することができるようになる
- 市区町村が被保険者の介護情報を得ることにより、地域の実情に応じて、きめ細やかに介護保険事業を運営でき、支援を要する人への対応が可能となる

第2回ワーキンググループにおける対応方針（案）

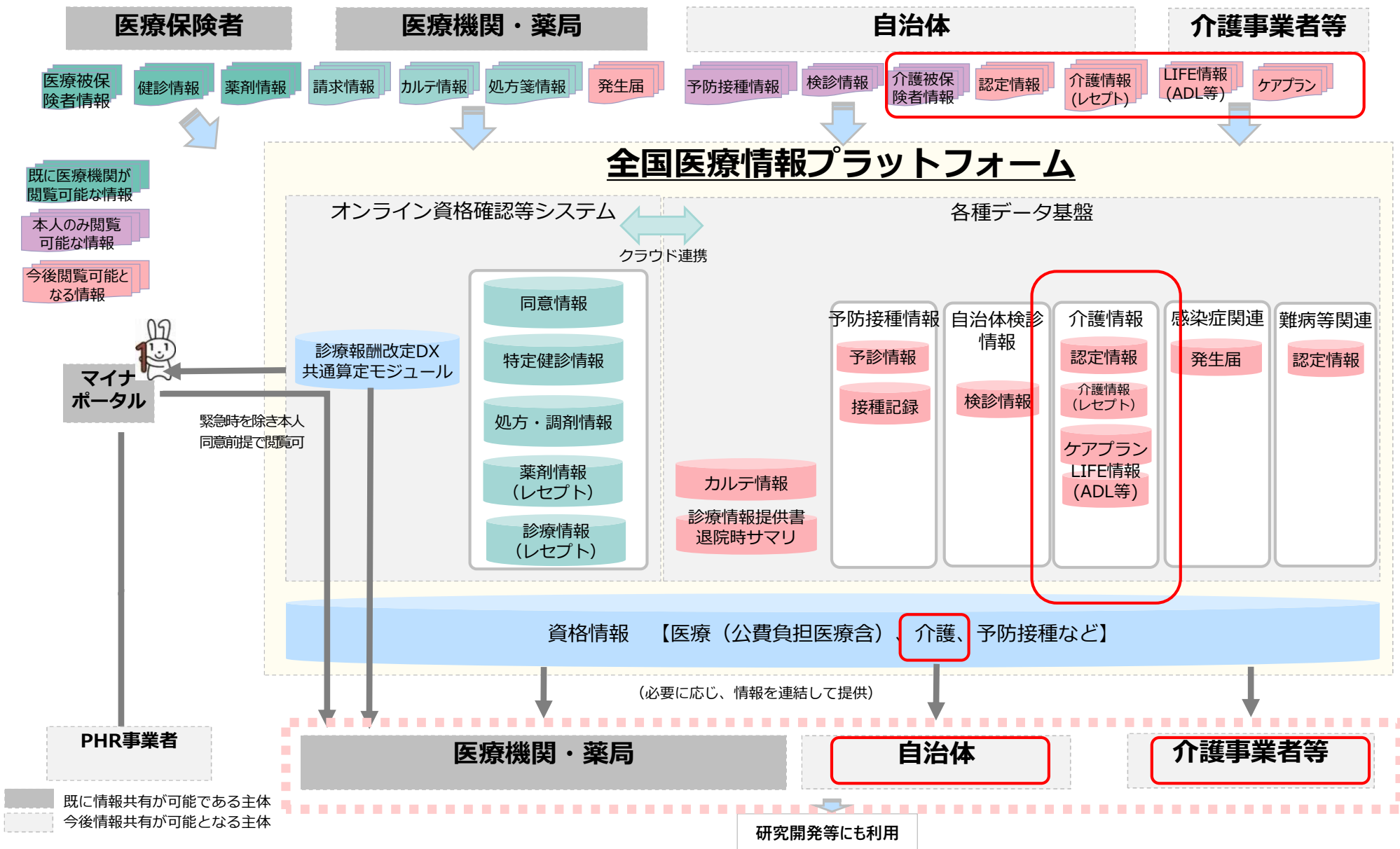
- 介護情報のうち、全国医療情報プラットフォームを用いて共有することを目指す情報は、当面の間、以下のいずれの要件も満たすものとしてはどうか。
 - ①本人が閲覧したり、介護事業者間、市区町村等で共有することが有用と考えられる情報
 - ・ 利用者の自立支援・重度化防止に向けて、本人や専門職等が共有することが有用な情報
 - ・ 地域の実情に応じた介護保険事業の運営に有用な情報
 - ②記録方法や様式がすでに一定程度、標準化されている情報

- 上記の要件を満たすものとしては、具体的には以下の項目などが実現性のあるものとして考えられるのではないか。
 - ・ 要介護認定情報
 - ・ 請求・給付情報
 - ・ LIFE情報
 - ・ ケアプラン

- これらの情報には、それぞれ様々な様式や内容が含まれるため、①閲覧・共有する具体的な情報の範囲及び②必要な標準化方策については、個別に検討が必要。

「全国医療情報プラットフォーム」(将来像)

「経済財政運営と改革の基本方針2022」にて、介護も含めた「全国医療情報プラットフォーム」構築を進めることとされている。介護情報の利活用にあたっては、当該プラットフォームも念頭に検討する必要がある。



各主体における介護情報の共有に関する課題と 情報共有が進んだ場合に期待される効果について

利用者自身における課題と情報共有が進んだ場合に期待される効果（例）

課題

- 自身の状態（身体機能等）が中長期的にみてどのように変化しているかについて、必ずしも把握できていない。
- 自身の介護に関する情報を一元的に把握することが難しい。



期待される効果

情報が共有された場合、以下の効果が期待される。

- 介護事業所でアセスメント・記録された、自身の身体機能等の情報を知ることができる。記録を経時的に振り返ることにより、自身の状態変化を確認することができる。
- 自身の介護に関する情報を、散逸せず、必要な時に閲覧できる。

介護事業所における課題と情報共有が進んだ場合に期待される効果（例）

課題

- 同一利用者にサービス提供する事業所で行われたアセスメント結果が必ずしもケアマネジャーに共有されておらず、ケアプランに反映させることが困難である。
- 介護事業所間でお互いのアセスメント結果について、必ずしも共有することができない。



期待される効果

情報が共有された場合、以下の効果が期待される。

- 同一利用者にサービス提供する事業所で行われたアセスメント結果を、ケアマネジャーがタイムリーに閲覧することができるようになることで、ケアプランの見直しをスムーズに行うことができるようになる。
- 同一利用者にサービス提供する事業所で行われたアセスメント結果を知り、自事業所のサービスの見直しを行うことができる。例えば、他事業所の理学療法士等の専門職により提供されたアセスメント結果を参考に、本人の更なる自立支援に向けた介護サービスを提供することが可能となる。

医療機関における課題と情報共有が進んだ場合に期待される効果（例）

課題

- 現状では、患者の普段の生活における身体機能（ADL、嚥下機能等）や認知機能等の状態について情報を得ることが困難である。



期待される効果

情報が共有された場合、以下の効果が期待される。

- 担当患者について、普段の状態（身体機能（ADL、嚥下機能等）、認知機能等）を知ることができ、疾患を治すのみならず、帰宅後の生活を見据えたより早期のリハビリ導入など、適切な医療の提供や、介護サービスとの連携が可能となる。

市区町村における課題と情報共有が進んだ場合に期待される効果（例）

課題

- 自らの市区町村の被保険者が受けているサービスの実態について把握が難しい。
- 自市区町村内の事業所別サービス利用者特性や、そのサービスを利用した利用者の状態変化等について把握することが難しい。（自市区町村で提供されている介護サービスのケアの“質”を把握することが難しい。（介護サービスの“量”はレセプトや見える化システムを活用することで現在も把握可能））



期待される効果

情報が共有された場合、以下の効果が期待される。

- 被保険者が受けているサービスの実態を把握し、被保険者のニーズに基づく介護保険事業に係る計画の策定や事業の運営に活用することが可能となる。
- 事業所別サービスを利用者特性等を把握することにより、地域の実情応じた介護保険事業の運営が可能となる。



本日の検討の進め方について



本日の検討の進め方について

- 介護事業所と医療機関との連携等について、ヒアリングを行う（資料2）。
（長崎大学病院医療情報部 松本武浩先生）

- 共有すべき情報として一定合意されている

- ・ 要介護認定情報
- ・ 請求・給付情報
- ・ LIFE情報
- ・ ケアプラン

に含まれる各種様式等を確認したうえで、各自治体内での介護サービスをより適切かつ安全に提供する観点から、まず関係者間で優先的に共有すべき情報や、共有にあたり留意すべき事項等について、情報共有の主体別にご意見をいただきたい（資料3、資料4、資料5）。